

(続紙 1)

京都大学	博士 (法 学)	氏名	小畑 郁
論文題目	ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化ーその国際法過程の批判的考察		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、著者が主として研究の対象としてきたヨーロッパ人権条約をめぐる制度の変遷について、これまでの論文を体系的にまとめて一書にしたものである。近年、諸国家を包摂する地域的ないし普遍的な国際秩序について、「憲法」や「憲法秩序化 (constitutionalization)」を論ずる傾向があり、この点はとりわけヨーロッパとの関係において顕著である。しかし、同地域に関しては、一般にヨーロッパ連合 (EU) の制度を中心に「ヨーロッパ憲法」を論ずる傾向が見られる。これに対して、本論文は、ヨーロッパ人権条約の制度を中心に、国際法の観点から憲法秩序化を論じたものである。</p> <p>まず、序章「ヨーロッパ地域の憲法秩序化の基盤と原動力を求めて」では、ヨーロッパ人権条約は、ある意味で「憲法秩序」の概念の最小限度の要素を満たすこと、および、EU制度との「パラレリズム」が、ヨーロッパの、またヨーロッパ人権条約制度の憲法秩序化の一つの基礎であったことを論ずる。</p> <p>第1部「総説」では、ヨーロッパ人権条約制度の構造と動態が、プロセス的叙述 (第1章) と新旧両実施制度それぞれの構造の比較 (第2章) により概括的に提示されることによって、ヨーロッパ人権条約の固有の憲法秩序としての性格とその実現プロセスについての本論文全体での議論について、見通しがつけられている。</p> <p>第2部「実施手続改革の国際的環境」 (第3章) では、ヨーロッパ人権条約の母体機関であるヨーロッパ評議会の活動が分析され、中東欧諸国の加盟条件として、はじめて、条約上の個人の申立権とヨーロッパ人権裁判所の管轄権に関する二つの選択条項の受諾が求められたことを明らかにする。</p> <p>第3部「改革後の条約実施体制の構造」では、まず、ヨーロッパ人権条約第11議定書による改革のイデオロギイ的基礎となった国際平面での個人の裁判を受ける権利は、ほぼ完全な形で実現しているが、不徹底な部分が残っていることが明らかにされ (第4章)、次に、ヨーロッパ人権裁判所 (新) の組織と手続が、その意図した姿が全面的に現れた時点における定点観測により描出され、それが抱える内在的問題が指摘される (第5章)。第6章では、人権の大規模・重大侵害に対する対処が、チェン紛争を中心に分析されており、こうした事例では、人権裁判所の果たす役割は限定的で、拡大していく展望も見いだせないことが指摘される。</p> <p>以上を踏まえて、第4部「条約実施機構改革の構造的基礎」では、廃止された制度を分析することによって、憲法秩序化の基礎と原動力が探られている。まず、ヨーロッパ人権裁判所の管轄権受諾宣言の取扱いが分析され (第7章)、「個人が提起した申立ては司法的に処理されるべきだ」という観念は徐々に現れてきたが、冷戦中は、それは全面的に受容されていたわけではなかったことが明らかにされる。次に、第8章では、閣僚委員会による事件の実質的処理権限の運用が分析され、そこでは個</p>			

人専門家の意見を政治的意思によって受け止める意図が微弱であった実態が明らかにされる。そして、政治的意思の動員が通常は必要とされない個別的人権侵害については、法的拘束力のあるヨーロッパ人権裁判所の判決を前提とした方がよいという事情が、司法化をもたらしたと指摘される。

第5部「条約による国内の基本権救済手続の統制」では、実効的な国内救済手段を得る権利の性格と適用範囲が明らかにされた上で（第9章）、1989年のゼーリング判決で、この権利を根拠に、条約上の権利が国内手続において援用できなければならないという観念が確立したことが明らかにされる（第10章）。さらに第11章で、入国管理措置に対する国内不服審査制度に則して、そうした国内規範の統制の具体的な現われが分析されている。

補論「EU法における人権規範の展開」では、EU法上の人権規範は、実は、むしろ冷戦崩壊直後の対外協力条件を淵源とし、中東欧諸国のEU加盟条件を経て、基礎的価値という位置づけをもったことが明らかにされ、ここでも、「外部」や「周辺」の要素が憲法秩序化への動因として働いていること、にもかかわらずEU制度は、人権規範を全面的に取り込むことには慎重であり、ヨーロッパ人権条約制度がパラレルに求められていることが主張されている。

終章「国内的实施の進展と補完性原理」では、近年強調される「補完性原理」が、1990年以降急速に進展してきた締約国におけるヨーロッパ人権条約の国内的受容の動向との関係で分析されており、同原理は、各国の救済制度の実効性を関数として、ヨーロッパ人権裁判所のコントロールを抑制する方向にも強化する方向にも働くことが明らかにされている。こうして新たな「憲法秩序」には、知的ヘゲモニーに基づく序列化という新たな問題も埋め込まれていることが指摘されている。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、ヨーロッパ人権条約の制度を中心に、国際法の観点からヨーロッパ地域における憲法秩序化を論じたものである。近年、地域的ないし普遍的な国際秩序について、「憲法」や「憲法秩序化 (constitutionalization)」を論ずる傾向があり、この点はとりわけヨーロッパとの関係において顕著である。しかし、先行研究の多くはヨーロッパ連合 (EU) を中心に論じており、ヨーロッパ人権条約の作り出している秩序の構造と性格についてのまとまった研究は、日本語ではこれまで皆無であったといっても過言ではない。

このような研究状況を背景として、本論文は、ヨーロッパ人権条約の制度を中心にヨーロッパ「憲法」秩序の制度的変遷を分析するとともに、それが抱える構造的制約を示して、新たな課題を提起した意欲作である。具体的には、憲法秩序の観念を整理したうえで、ヨーロッパ人権条約の制度を、特に第11議定書による改正を中心に歴史的・構造的に分析し、次の諸点を明らかにした。第一に、EU制度との一種のパラレリズムと結びついたヨーロッパ人権条約の高度にシンボリックな性格がその憲法秩序化への一つの基礎となっていること、第二に、ヨーロッパ人権条約の憲法秩序化への決定的動因は「外部」や「周辺」の地域との緊張関係から生じていること、第三に、同条約の高度に司法化したシステムでは、とりわけ政治的構造と結びついた事態に対処する場合、その限界を露呈することになること、である。

以上のような内容をもつ本論文は、次の点において特徴的である。第一に、ヨーロッパ人権条約秩序の「憲法」的性格に留意しつつも、その国際法的な基盤を重視し、同条約秩序の発展過程に対して国際法学の観点から「憲法秩序化」への動因を明らかにしたこと、第二に、司法化の著しいヨーロッパ人権条約秩序ではあるが、その構成部分としての閣僚委員会における政治過程にも注意を払い、またEU法秩序の「憲法」的特徴を同条約との関係で分析することにより、ヨーロッパ「憲法秩序」の多層的な構造を明らかにしたこと、である。

本論文は、これまで17年に亘って発表されてきた諸論文を体系的に整理して一書にまとめたものであり、本来ならば加筆修正すべき部分も少なくなかったと思われるが、その点の補正が最小限にとどまっており、そのことが論文全体の論旨を掴みにくいものになっている点が惜しまれる。もっとも、この点は、本論文の本質に直接かかわるものではなく、その価値を損なうものではない。本論文は、ヨーロッパ「憲法秩序」の実態を実証的かつ的確に分析しており、わが国における国際人権法研究の発展に大きな寄与をなすものと評価することができる。

以上の理由により、本論文は博士 (法学) の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、平成27年12月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。